

資料編

○ 千歳市国民保護協議会委員である関係団体等

【指定行政機関・指定地方行政機関（自衛隊含む）】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
札幌開発建設部 千歳道路事務所	工務課	千歳市北斗 6丁目13-3	0123（23） 2191～2	
札幌開発建設部 千歳川河川事務所	計画課	千歳市住吉 1丁目1-1	0123（24） 1114	
札幌開発建設部 千歳空港建設事業所		千歳市美々 新千歳空港内	0123（24） 7111	
東京航空局 新千歳空港事務所	航空保安防災課	千歳市美々 新千歳空港内	0123（23） 4173	
第一管区海上保安本部 千歳航空基地	専門官	千歳市平和	0123（23） 9118	
北海道農政事務所	企画調整室	札幌市中央区南22条 西6丁目2-22	011（330） 8801	
石狩森林管理署	総括事務管理官	札幌市中央区南9条 西23丁目-1-10	011（563） 6111	
札幌管区气象台	防災調査課	札幌市中央区北2条 西18丁目2	011（611） 6149	
北海道防衛局 千歳防衛事務所		千歳市東雲町3丁目2 -1	0123（23） 3145	
北海道総合通信局	総務部総務課総 括係	札幌市北区北8条西2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-709- 2311	
陸上自衛隊 第11普通科連隊	第3科	千歳市祝梅1016	0123（23） 5131	
航空自衛隊 第2航空団	防衛部防衛班	千歳市平和無番地	0123（23） 3101	

【北海道機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
石狩振興局地域創生部	地域政策課	札幌市中央区北3条西 7丁目	011（204） 5818	
石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室	企画総務課	東雲町4丁目2	0123（23） 3175	
札幌建設管理部 千歳出張所	施設保全室	桂木6丁目1-28	0123（23） 4191	
札幌方面千歳警察署	警備課	東雲町5丁目61	0123（42） 0110	

【指定公共機関・指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
北海道電力(株) 送配電カンパニー千歳 ネットワークセンター	お客さま センター	千歳市北栄 2丁目2-20	0123(23) 5101	
北海道旅客鉄道(株) 千歳駅	副駅長	千歳市千代田7丁目7 -2	0123(23) 2040	
北海道旅客鉄道(株) 新千歳空港駅	副駅長	千歳市美々 新千歳空港内	0123(45) 7001	
東日本電信電話(株) 北海道事業部	災害対策室	札幌市中央区北1条西 4丁目	011(212) 4466	
(株)ドコモC/S北海道 苫小牧支店	ネットワーク 担当	苫小牧市旭町3丁目6 -13	0144(32) 8410	
日本郵便(株)千歳郵便局	総務課	千歳市千代田町 7丁目101-20	0123(23) 2341	
北海道ガス(株)千歳支店	営業グループ	千歳市清水町 1丁目1-1	0123(26) 8623	
千歳医師会	事務局	千歳市東雲町2-34 千歳市教育委員会庁舎内	0123(24) 3549	
千歳歯科医師会	理事	千歳市稲穂4丁目3- 10(リーフ歯科)	0123(40) 3333	
日本通運(株) 千歳支店		千歳市上長都1057 -21	0123(24) 0281	
北海道中央バス(株) 千歳営業所		千歳市青葉2丁目4- 3	0123(23) 2171	
千歳市薬剤師会	会長	千歳市北光2丁目1- 1	0123(24) 3000	

【国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者】

○千歳市国民保護協議会委員以外の関係団体

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
陸上自衛隊 第1特科団	第3科	千歳市北信濃 7 2 4	0 1 2 3 (2 3) 2 1 0 6	
自衛隊札幌地方協力 本部千歳地域事務所	運用班	千歳市錦町4丁目3 3	0 1 2 3 (2 6) 1 7 7 5	
北海道防衛局	総務課	札幌市中央区大通西 1 2 札幌第3合同庁舎	0 1 1 (2 7 2) 7 5 7 8	
新千歳航空測候所		千歳市美々 新千歳空港内	0 1 2 3 (4 5) 7 7 1 3	
北海少年院		千歳市大和 4丁目7 4 6－1 0	0 1 2 3 (2 3) 3 1 4 7	
紫明女子学院		千歳市大和 4丁目6 6 2－2	0 1 2 3 (2 2) 5 1 4 1	
千歳商工会議所		千歳市東雲町 3丁目2－6	0 1 2 3 (2 3) 2 1 7 5	
千歳市社会福祉協議 会		千歳市東雲町 1丁目1 1	0 1 2 3 (2 7) 2 5 2 5	
千歳市町内会連合会		千歳市幸町4丁目3 0	0 1 2 3 (2 7) 3 7 5 0	
千歳市赤十字奉仕団		千歳市東雲町1丁目 1 1	0 1 2 3 (2 7) 2 5 2 5	
道央農業協同組合 千歳支所		千歳市高台 5丁目1－1 5	0 1 2 3 (2 3) 5 6 0 0	
千歳市森林組合		千歳市稲穂 1丁目8－8	0 1 2 3 (2 3) 3 0 4 4	
日本航空(株) 千歳空港支店		千歳市美々 新千歳空港内	0 1 2 3 (4 5) 2 1 0 4	
全日本空輸(株) (ANA 新千歳空港(株))		千歳市美々 新千歳空港内	0 1 2 3 (4 5) 5 0 3 0	
王子製紙(株) 苫小牧工場		苫小牧市王子町2丁 目1－1	0 1 4 4 (3 2) 0 1 1 1	
千歳相互観光バス(株)		千歳市里見2丁目1	0 1 2 3 (2 8) 8 8 2 2	
千歳建設業協会		千歳市本町 1丁目1 6	0 1 2 3 (2 2) 2 4 2 8	
千歳市環境整備事業 協同組合		千歳市上長都 1 0 5 7－7	0 1 2 3 (2 4) 1 3 6 6	

【関係自治体】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
札幌市	危機管理対策室 危機管理対策課	札幌市中央区北1西2	011(211) 3062	
江別市	総務部 危機対策室	江別市高砂町6	011(381) 1407	
恵庭市	総務部 基地・防災課	恵庭市京町1	0123(33) 3131	
北広島市	総務部 危機管理課	北広島市中央4丁目2 ー1	011(372) 3311	
石狩市	総務部 総合危機管理室	石狩市花川北6条1丁 目30ー2	0133(72) 3190	
当別町	総務課 総務係	当別町白樺町58ー9	0133(23) 2330	
新篠津村	総務課	新篠津村第47線北1 3	0126(57) 2111	
苫小牧市	市民生活部 危機管理室	苫小牧市旭町 4丁目5ー6	0144(32) 6280	
伊達市	総務課	伊達市鹿島町20ー1	0142(23) 3331	
白老町	総務課	白老町大町 1丁目1ー1	0144(82) 4277	
安平町	総務課	安平町早来大町95	0145(22) 2511	
由仁町	総務課	由仁町新光200	0123(83) 2111	
長沼町	政策推進課	長沼町中央北 1丁目1ー1	0123(88) 2111	
厚真町	総務課	厚真町京町120	0145(27) 2321	
むかわ町	総務課	むかわ町美幸町 2ー88	0145(42) 2411	

【関係機関との協定一覧】

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害時の医療救護活動に 関する協定書	社団法人 千歳医師会	平成元年4月10日	救護活動
災害時相互応援に関する 協定	苫小牧市・千歳市・恵庭市	平成8年5月29日	相互応援
災害時等における北海道 及び市町村相互の応援に 関する協定	北海道・北海道市長会・ 北海道町村会	平成9年11月5日	北海道及び市町村相互の 応援

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定	社団法人 北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会	平成11年3月31日	LPガス等の供給
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人 千歳歯科医師会	平成14年4月12日	救護活動
災害時における遺体搬送等に関する協定	社団法人 全国霊柩自動車協会	平成15年8月26日	遺体搬送等
避難場所広告看板に関する協定	NTT北海道電話帳 株式会社	平成16年11月5日	避難場所の広告
避難場所広告看板に関する協定	北電興業 株式会社	平成17年6月20日	避難場所の広告
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳建設業協会	平成18年4月26日	災害応急対策
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳市環境整備事業協同組合	平成18年4月26日	災害応急対策
緊急事態における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会 千歳地方隊友会千歳支部	平成18年5月18日	必要な援助
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳市管工事業協同組合	平成19年1月26日	災害応急対策
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオン北海道 株式会社	平成20年1月31日	応急生活物資供給等
災害時における協力に関する協定	日本郵便 株式会社 千歳支店	平成20年6月30日	郵便関連に関するもの
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳電業協会	平成20年10月30日	災害応急対策
災害時における救援物資提供に関する協定	北海道キリンビバレッジサービス 株式会社	平成22年4月21日	救援物資提供
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市、霧島氏	平成22年9月24日	相互応援
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング 株式会社	平成23年6月23日	救援物資提供
災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリーフーズ 株式会社	平成23年6月29日	救援物資提供
災害等に発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会石狩支部	平成23年9月2日	災害応急対策
災害時等の相互応援に関する協定	指宿市	平成23年10月21日	相互応援
災害時における燃料の供給等に関する協定	千歳地方石油業協同組合	平成24年2月15日	燃料提供
災害時における燃料の供給等に関する協定	千歳燃料販売同業組合	平成24年2月15日	燃料提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	太平洋商事 株式会社	平成24年3月15日	救援物資提供

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 カナモト 千歳営業所	平成24年3月15日	救援物資提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本 株式会社 千歳営業所	平成24年3月15日	救援物資提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	北海産業 株式会社 千歳営業所	平成24年3月15日	救援物資提供
大規模災害時等における連携に関する協定	第11普通科連隊	平成24年9月8日	連携
災害等における災害時における一時避難所に関する協定	セガサミーゴルフエンタテインメント 株式会社	平成24年11月12日	避難所の提供
大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定	東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、千歳基地	平成24年11月9日	留守家族支援
災害等におけるレンタル機材の提供に関する提供	株式会社 レンテム	平成24年11月19日	救難物資提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 ナガワ	平成24年11月19日	救援物資提供
アマチュア無線による災害時応援協定	千歳アマチュア無線協会	平成25年4月16日	情報提供
災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会	平成25年6月10日	福祉避難所開設
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー 株式会社	平成25年11月29日	情報発信
災害時における物資の輸送及び保管・管理に関する協定	ヤマト運輸 株式会社 千歳主管支店	平成26年3月6日	救援物資輸送
災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	平成26年3月28日	災害復旧事務
災害時等における物資提供に関する協定	北海道森紙業 株式会社	平成26年4月28日	救援物資提供
原子力災害時等における広域避難に関する協定	倶知安町	平成26年10月30日	原子力災害時における倶知安町住民の受け入れ
災害時等における電気設備等の応急対策業務に関する協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	平成27年2月4日	災害応急対策
災害時における救援物資提供に関する協定	北海道キリンビバレッジ株式会社	平成27年3月25日	救援物資提供
災害時における米軍再編6基地関係自治体の相互応援協定	米軍再編 6 基地関係自治体連絡協議会加盟 20 自治体	平成27年3月31日	相互応援
災害時等における緊急・支援物資の輸送に関する協定	札幌地区トラック協会千歳支部	平成28年6月24日	救援物資輸送

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	千歳工業クラブ	平成28年8月9日	災害応急対策
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳電通業協会	平成29年8月22日	災害応急対策
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年8月28日	救援物資提供
災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	千歳相互観光バス株式会社	平成30年3月29日	避難者輸送等

【関係報道機関一覧】

名称	所在地	電話番号	FAX
北海道新聞社千歳支局	東雲町2丁目15	0123-23-2345	0123-24-4474
千歳民報社	北斗2丁目10-15	0123-23-4211	0123-23-2600

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						
平成 年 月 日 時 分 千 歳 市						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況						
人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概 況

【第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書】

表面

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

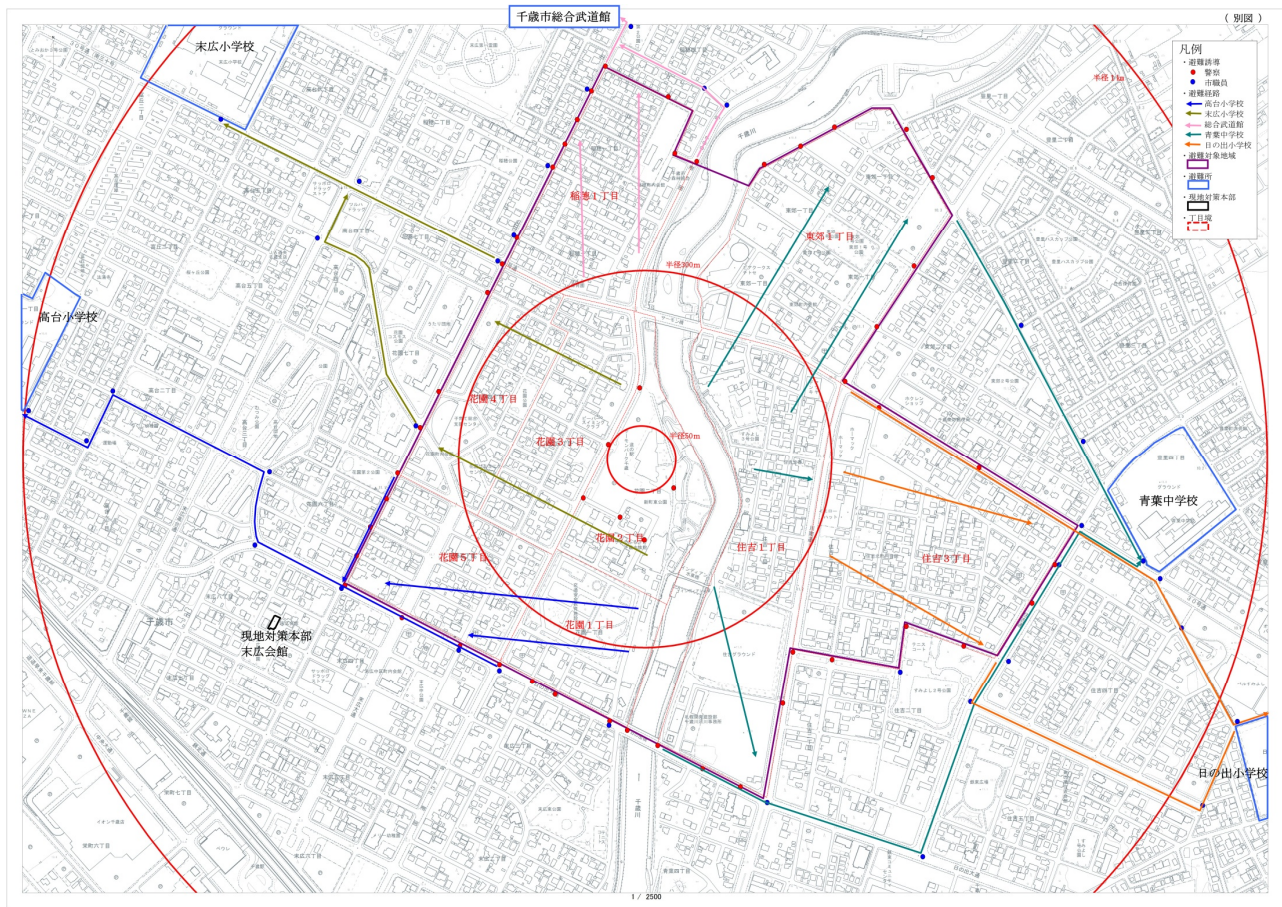
(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

【避難実施要領パターン例】

避難実施要領										
平成30年2月21日 16時00分現在										
市町村域内避難										
1 都道府県からの避難の指示の内容										
北海道知事より「避難の指示」の内容について通知がある										
2 事態の状況、関係機関の措置										
2-1 事態の状況										
発生時期	平成30年2月21日									
発生場所	道の駅 サーモンパーク千歳（花園2丁目）									
実行の主体	武装グループ4人									
事案概要と被害状況	・警察の検問を突破した武装グループ（神奈川県で発生した米国関連施設を対象にテロを繰り返している国際テログループ）による人質立て籠もり事案が本日13時頃発生。 ・現場は、道の駅サーモンパーク千歳（花園2丁目） ・立て籠もっている犯人は4人で、拳銃所持の恐れ（検問突破時に警察官に向け発砲）及び犯行声明と爆発物・化学剤を所持 ・現場周辺は警察による立ち入り規制が実施され、現場から半径50mの住民等に対し屋内退避の指示がなされている ・人質は、道の駅サーモンパーク千歳施設内、大人10人、子ども5人、合計15人で負傷状況は不明 ・所持している化学剤の影響は直線距離で200m以上に及ぶことが予想されることから、国において安全距離として300mを考慮									
今後の予測・影響と措置	・半径50mに屋内退避指示がなされている ・対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難所にとどまることを考慮 ・冬期間による降雪、防寒対策等に対する暖房等の配慮									
気象の状況	天候：晴れ 気温：-12.0℃ 風向き：西 風速8.0m/s									
2-2 避難住民の誘導の概要										
要避難地域	東郊1丁目、住吉1・3丁目、稲穂1丁目、花園1～5丁目									
避難先と避難誘導の方針	東郊1丁目、住吉1丁目住民を青葉中学校、住吉3丁目住民を日の出小学校、花園1・5丁目住民を高台小学校、花園2～4丁目住民を末広小学校、稲穂1丁目住民を千歳市総合武道館へ速やかに避難させる。									
避難開始日時	2月21日 16時10分									
避難完了予定日時	2月21日 18時10分									
2-3 関係機関の措置等										
措置の概要	警察：半径50m規制エリアに配置。消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を警戒区域として設定 市職員：避難所までの主なルートに誘導員として職員を配置 バス事業者：現場付近の運行停止 避難先：青葉中学校、日の出小学校、高台小学校、末広小学校、市総合武道館									
連絡調整先	現地調整所：末広会館 調整所委員：市職員12人を派遣 振興局地方対策本部：職員1人を派遣									
3 事態等の特性で留意すべき事項										
事態の特性	化学剤の影響は直線距離で200m以上に及ぶことが予想されている									
地域の特性	・地域の結びつきが強く町内会単位での行動が期待できる。 ・要配慮者が多く居住しており、避難時に消防救急車、公用車等での移動等配慮が必要									
時期による特性	冬期間のため防寒対策の配慮が必要									
4 避難者数（単位：人）										
地区名（条丁目、町、区、町内会等）	東郊1丁目	住吉1丁目	住吉3丁目	稲穂1丁目	花園1丁目	花園2丁目	花園3丁目	花園4丁目	花園5丁目	合計
避難者数（計）（平成30年2月1日）	347	484	830	432	110	57	360	352	427	3,399
うち要配慮者数（平成29年11月1日）	28	51	89	62	12	2	49	61	35	389
うち外国人等の数（平成30年2月1日）	0	1	1	0	0	0	1	3	7	13
5 避難施設と一時集合場所										
5-1 避難施設										
避難先地域	豊里4丁目	日の出2丁目	あずさ1丁目	富丘1丁目	富丘2丁目					
避難施設名	青葉中学校	日の出小学校	千歳市総合武道館	高台小学校	末広小学校					
所在地	豊里4丁目1-1	日の出2丁目3-20	あずさ1丁目3-1	富丘1丁目19-4	富丘2丁目6-2					
収容可能人数（人）	1,021	1,066	1,566	822	995					
連絡先（電話等）	24-4147	23-2670	22-2100	23-9109	23-4127					
連絡担当者										
5-2 一時集合場所										
一時集合場所名	なし									
所在地										
連絡先（電話等）										
連絡担当者										
その他留意事項										
6 避難手段										
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ ）									
避難手段の詳細	種類（車種等）									
	台数									
	輸送可能人数									
	連絡先									
輸送力の配分の考え方	上記要配慮者地区人数の配分									
その他避難手段	要配慮者	自力歩行が困難な避難行動要支援者に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。								
	その他									
7 避難経路										
避難に使用する道路	別図参照									
交通規制	実施者の確認	北海道札幌方面千歳警察署								
	規制にあたる人数	50人程度								
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙で示す区間で交通規制を行う。								
警備体制	実施者の確認	北海道札幌方面千歳警察署、千歳市								
	規制にあたる人数	80人程度								
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。								

8 避難誘導要領						
8-1 避難（輸送）方法						
地区		-				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-				
	輸送手段	-				
	避難先	-				
	集合時間	-				
	その他（誘導責任者等）	-				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	東郊1丁目 住吉1丁目	住吉3丁目	稲穂1丁目	花園1・5丁目	花園2～4丁目
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	別図参照	別図参照	別図参照	別図参照	別図参照
	避難先	青葉中学校	日の出小学校	千歳市総合武道館	高台小学校	末広小学校
	避難開始日時	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分
	避難完了予定日時	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分
	その他（誘導責任者等）					
要援護者の避難方法	誘導の実施単位	実事案発生時にその場で対応する				
	要配慮者への支援事項					
	輸送手段					
	避難経路					
	避難先					
	避難開始日時					
	避難完了予定日時					
8-2 職員の配置方法						
配置場所	①青葉中学校（23-4147） ②日の出小学校（23-2670） ③高台小学校（23-9109） ④末広小学校（23-4127） ⑤市総合武道館（22-2100）					
人数	保健福祉対策部を中心に各4名					
現地調整所	12名					
8-3 残留者の確認方法						
確認者	北海道札幌地方千歳警察署、千歳市					
確認時期	2月21日 17時40分					
確認場所	東郊1丁目、住吉1・3丁目、稲穂1丁目、花園1～5丁目					
確認方法	広報車、防災行政無線、アラート等による呼びかけ					
残留者に対する措置	避難するよう呼びかける					
確認終了予定日時	2月21日（木） 18時 10分					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供						
支援・提供の時期	避難誘導時は提供しない					
支援・提供の場所	各避難所					
支援・提供する食糧	流通品を基本とする					
実施担当部署	市民環境対策部					
8-5 追加情報の伝達方法等						
広報車、防災行政無線等						
9 避難時の留意事項（主に住民に伝達する事項）						
自宅から避難する場合の留意事項						
基本事項						
		避難時は貴重品、運転免許証やパスポートなどの身分を証明するもの 着替えや日用品・常備薬などを含めた非常持ち出し袋を携行するよう呼びかける 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難をする ペットの逸走防止を講ずる				
事態の特性						
		立て籠もりテロリストの行動を予測できないため、細心の注意が必要				
時期の特性						
		冬期間であるため、防寒着などの防寒対策が必要 避難時点における暖房器具の電源を切る。水道管の水落など凍結防止を呼びかける				
一時集合場所での留意事項						
		なし				
10 誘導に際しての留意事項（職員）						
職員は冷静沈着に、毅然たる姿勢を保つこと。防災活動服、腕章等を着用すること。						
11 情報伝達						
避難実施要領の住民への伝達方法		防災行政無線、ホームページ等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達				
避難実施要領の伝達先		各関係機関等				
職員間の連絡手段		携帯電話及び防災行政無線等を利用する				
12 緊急時の連絡先						
市緊急事態対策本部		電話：0123-24-0144 FAX：0123-22-8852（千歳市総務部危機管理課内）				

避難実施要領パターン【別図】



【基本用語の説明】

市国民保護計画で使用する主な用語の意味は次のとおりである。

用 語	意 味
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本方針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。

用 語	意 味
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 2 5 2 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支部局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
N B C 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。